				T		_(1/2)	
	出張報告書		番号	DB20-015			
	会議議事録			2020年10月12日		1	
<i>[</i> ;]		部課	名	認可	審査	作成	
件名	2020年10月度研究部部内会議議事録	研究部		ZK JIJ		大笑	
日時	2020年10月8日(木)13:00~14:30 場所 小会議室						
出席者	研究部長(水川) 技術主幹(内田) 寺本 研究 G 長(今西) 知財 G 長(大矢),   材ラボ長(久野) 欠席:寅屋敷					散称略	
議題	1、議事の趣旨、結論(決定事項・要処置事項)等				担	当、期限	
1. 共通     1. 3 リスク見直し     再度見直し。特に劇薬を扱う材ラボの災害時リスクは見直しが必要。      2. タグループ却生     (※見出し番品は合業次料の番品)					: -	, , , , ,	
<ul> <li>再度見直し。特に劇薬を扱う材ラボの災害時リスクは見直しが必要。</li> <li>全 G、材ラボの災害時リスクは見直しが必要。</li> <li>2. 各グループ</li> <li>(1) 1) 研究開発実績(進捗</li> <li>・11 月の経営会議にて報告予定。         <ul> <li>(報告内容は前回と変わるのか?</li> <li>A:重点テーマのヒアリングの結果を盛り込んで報告を行う。</li> </ul> </li> <li>3) ビジネスマッチング         <ul> <li>・ファインセラミックセンター</li> <li>Q:今後はどうなる?</li> <li>A:機能膜のセラミックの材質を試したい。</li> <li>A:レシビが完成すれば量産のための下請け会社の紹介とも可能である。</li> </ul> </li> <li>4) 樹脂 3D ブリンタの材料は?</li></ul>							
	(2)1)技術棚卸し活動 ・油機・航機について、滋賀での工場見学を	と画策。			研	筅 G	

各出席者 6

配布先

1

研究部

統括役員

(3) FC 残務

- ・第一次技術情報は譲渡完了。
- ・第二次技術情報はノリタケが秘密保持了承すれば譲渡完了。
- ・過去、当社ではCo利用時に必要な労働基準監督署への届出未対応であった。

研究G

・技術譲渡契約には印紙税10万円が必要であったため、対応。

- ・エルコーゲンへは紹介料 118 万円支払い(譲渡金額の 1%)。
- Q:廃却予定の電気炉について他に利用価値はないか?

A:残念ながら、利用価値はない。

Q:電気炉の使用温度は? A:800度である。

## 2.2 材料・プロセスリサーチラボ

材ラボ

- (1)2)特定プロセス支援研究: 航熱 アロジン処理
  - ・高いエッチングレートの酸処理液であれば汚れは取れるが、アロジンの耐食性が 低下する。
  - Q: これらの活動は部門からの依頼に基づくものか? A: そのとおりである。
  - 3) ①材料物性評価\_アノダイズの 7075-T73 アルミ (Kt=3.0) 疲労特性への影響評価 Q:アノタイズとはアルマイトのことか?

A: そのとおりである。アノダイス (陽極酸化) が正式名称。 アルマイトは日本で開発されたシュウ酸アノダイズの名前 日本ではアルミ陽極酸化の一般名称として使われている。

Q: 7075-T73 アルミとは珍しい材料か?

A:A7075 は住友伸銅所が開発した合金で超々ジュラルミンとして知られるもの。 熱処理型合金で熱処理の違いにより 0、T4、T6 などがある。(T6 が最も強度 が高い。) 非常に高強度の材料であるが水素脆化や応力腐食割れの感受性が高 く、航空機用では T6 よりやや強度が低く水素脆化に強い T73 という熱処理を 行うことがある。この T73 処理は一般的でなく強度データがない為独自で取得 することにした。

- 3)②材料物性評価 材料データベースの構築
  - Q:データベースとはどのようなものか?

A:研究部しか見ることができない報告書などを全社に開示するものである。

- 4) オンサイト検査技術研究
  - Q: オンサイト検査とはどういうものか? A:現地での検査・メンテナンスのことである。
- 2.3 知財グループ
  - (9)3)4)中国「住友」商標 37 類・42 類譲渡依頼の件

知財G

- ・TMC による中国での商標取得活動の中で、住商、住重の出願が当社保有「住友」 商標を理由に拒絶された。
- ・住商へは既に譲渡済み。
- ・住重への譲渡は現在社内調整中。
- (10)2) 即一報 収入印紙未貼付疑いの件

知財G

知財G

- ・時効を迎えていない知財の契約については、未貼付案件なしと判断。
- (11)報奨金に係る当社社員からの異議申立ての件
  - ・今後発明委員会を招集して審議する予定。
  - Q:何を審議するのか?

A:FCC への特許譲渡の際、実施報奨金を支給するか否か、および、今後社則を改定するか否かを審議する予定である。

- Q:社則の改定には経営会議が必要では?
  - A:審議で決まれば、これに基づき上程する。
- Q:委員会のメンバーが重複する。影響するメンバーについて再考が必要では? A:少なくとも過半数の出席し、その過半数で決するため問題ないと考えるが、影響範囲については再考が必要と考える。
- Q:利害関係人の水川さんが委員として参加することに問題はないか? A:規定はないが、除斥/忌避理由になる可能性もあり、場合によっては今西さんが 代行として出席頂く可能性もある。
- Q:特許の価値の値付けは誰が行うか? A:原則、技術部門が行う。
- ※ 次回 2020 年 11 月度部内会議(11/10)の資料担当は材ラボ長

以上.

計 7 関連文書類 2020年10月度 研究部 部内会議資料

